

仕様書

1. 件名 令和 8 年度 自家用電気工作物保守点検業務委託
2. 自家用電気工作物の維持及び運用に関するための点検、測定及び試験は原則として、別表 1 「点検、測定及び試験の基準」（以下、「別表 1」という。）のとおりとする。
なお、本仕様書において、委託者（千葉労働局）を甲、受託者を乙とする。
3. 保守点検対象自家用電気工作物
別表 2 「委託先序舎一覧」（以下、「別表 2」という。）のとおり。
4. 委託業務内容
 - 1) 自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事中の点検及び使用前自主点検並びに竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
※自家用電気工作物の工事は、令和 8 年度内に 4 回程度実施する予定があり、電気主任技術者の立会作業に係る費用は単価契約とし、実施の都度支払うこととする。
 - 2) 使用前自主検査について、乙の保安監督のもとに必要な検査要員を配置して実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を 3 年間保存すること。
 - 3) 自家用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導、協議又は助言を行うとともに、当該電気工作物の巡視、点検及び試験等（その細目及び具体的基準は、別表 1 による。）を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準又は電気用品安全法に適合しない事項があるときは必要な指示又は助言を行うこと。
 - 4) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への届出書類及び図面において、その作成及び手続きの指導を行うこと。
 - 5) 電気事故発生の場合は、応急措置を指導するとともに、事故の原因を調査し、再発防止についてとるべき措置を指示または助言するほか、必要に応じ精密点検を行うとともに電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。
 - 6) 電気事業法に基づいて行われる安全管理審査並びに国が行う立入検査（以下「官庁検査」という。）に立会うこと。
 - 7) その他保安規定に定められている事項。
5. 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）により保守管理を実施すること。
 - 1) 絶縁監視装置から警報を受けた場合、乙はただちに甲に連絡し、指導、助言を行うとともに、必要に応じて臨時点検を行うなど、適切な処理を講ずること。
 - 2) 乙は自動的に伝送されてきた警報を記録し、1 年間保存すること。
 - 3) 絶縁監視装置は、常に正常に稼働するように乙の責任の下に整備を行うこと。
6. 前各項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する自家用電気工作物の保安及び前各項の乙に委託する保安管理業務以外に必要な自家用電気工作物の保安

については、甲の責めにより自主的に行うものとする。この場合において、甲の申し出がある場合又は点検の際に乙が必要と認めた場合には、自家用電気工作物の保安について、乙は指導又は助言を行うものとする。

- 1) 電気関係法令以外の法令によって、点検に特定の資格を要することになっているもの
- 2) 点検に特殊な専門技術を要するもの
- 3) 移動して使用する電気機器及びこれに付随する電線(常時電路に接続して使用されているもの及び点検時現場に置かれているものを除く)
- 4) 前項の保安業務のうち、電気関係法令以外の法令によって、点検または試験に特定の資格を要することになっているもの及び点検に特殊な専門技術を要するものについては、甲が電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うとともに、その結果を乙に通知するものとする。この通知に基づき、乙は甲に対して必要な指示又は助言を行うものとする。

7. 臨時点検及び試験

- 1) 次に掲げる電気工作物については、その都度異常状態の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行うこと。
 - ① 高圧電材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合、受電設備の全電気工作物
 - ② 受電用遮断器(電力ヒューズを含む)が遮断動作した場合は、遮断動作の原因となつた自家用電気工作物
- 2) 高圧受配電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行うこと。

8. 電気管理技術者が実施する点検、測定及び試験の周期

点検の種類	周期
月次点検	2か月に1回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
年次点検	年1回
臨時点検	必要都度

- ※ 実施日程について、各施設監督者に事前連絡を行い、指示を受けること。
※ 年次点検について、停電を伴う点検作業を実施する場合は原則、閉庁日(土日祝日)に実施することとする。

9. 点検結果報告書の提出

保守点検を実施した場合は、遅滞なく点検結果報告書を千葉労働局 総務部総務課 会計第二係及び委託先庁舎担当者に提出することとし、改善が必要な場合は速やかに詳細を説明すること。

10. 不良箇所に対する参考見積書の提出

保守点検に際し是正が必要な不良箇所が判明した場合、可能な限り保守点検実施後30日以内に必要な修繕内容及び部材等を明記した参考見積書を作成し、項目16の契約担当者に速やかに提出すること。なお、繁忙等の都合により参考見積書の提出が遅れる場合は、事前に項目16の契約担当者に最短提出日の目処等を説明すること。

11. 工事中の点検周期

上記 4. 委託業務内容に定める工事中の点検は、電気工作物の設置又は変更の工事が工事計画、技術基準等に基づき適正に行われるよう電気工作物の工事期間中は毎週 1 回行うこと。

12. 保安業務担当者及び代行者

- 1) 乙は、電気工作物の保安管理業務を実施する保安業務担当者には、電気事業法施行規則に適合する者を充て、甲の確認を受けること。
- 2) 保安業務担当者が病気又は甲の承認した事由により、この契約の業務を行い難い場合、乙は、本業務の履行を代行する者として保安業務従事者を定め、速やかに甲へ届出を行うこと。
- 3) 保安業務担当者及び代行者（以下「保安業務担当者等」という。）は、保安業務に従事する資格を有する証を常に携帯し、甲が求める場合は提示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。
- 4) 乙は、契約締結後速やかに乙の事業所への連絡方法、保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号について、書面をもって甲に知らせること。保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合も同様とする。
- 5) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。ただし、その補助者は実務経験を有し、電気工事士法等の有資格者を充てること。

13. 事故・緊急時等の対応

- 1) 事故・緊急時等の連絡・要請に対応できるように、365 日昼夜を問わず体制を確立することとし、平常時と夜間、土日祝日及び休業時の連絡先を定めた上、千葉労働局 総務部総務課 会計第二係及び別表 2 の連絡先担当者に周知し、連絡を受けた際には迅速な対応を行うこと。
- 2) 連絡窓口はいかなる場合でも常時連絡が可能なこと。（留守番電話不可）
- 3) 連絡を受けてから 120 分以内に、保安業務担当者等が現場に到着できる体制を保つこと。
- 4) 台風、集中豪雨、落雷等の被害が予測されるときは、特に迅速に対応できるよう緊急応動体制を保つこと。
- 5) 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を乙から受けた場合は、保安業務担当者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を適切に行うこと。
- 6) 事故・故障の状況に応じて、項目 7 の臨時点検を行うこと。
- 7) 事故・故障の原因が判明した場合には、保安業務担当者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、乙に指示又は助言を行うこと。
- 8) 電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、事故報告を行うよう甲に助言するとともに、事故報告の作成及び手続の助言を行うこと。

14. 再委託

- 1) 業務実施に当たり、その全部を第三者（子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう）を含む。）に再委託してはならない。
- 2) 業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、様式 1

- 「再委託承認申請書」を作成し、千葉労働局 総務部総務課 会計第二係へ申請し、承認を得ること。ただし、当該再委託金額が 50 万円未満のときはこの限りではない。
- 3) 再委託先から更に第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した様式 3「履行体制図」を提出すること。
 - 4) 再委託又は履行体制に変更があるときは、速やかに様式 2「再委託に係る変更承認申請書」又は様式 4「履行体制図変更届出書」を提出し、承認を得ること。
 - 5) 原則として、契約金額の 2 分の 1 以上の再委託は承認しないこととする。
 - 6) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

15. その他

- 1) 支払いは、業務完了検査後、適正な請求書を受理してから 30 日以内に受注者指定の金融機関口座に振込み支払うこととする。
- 2) 契約書は、木更津地方合同庁舎分、千葉公共職業安定所分、その他 8 庁舎分と分けて作成する。
- 3) 請求書は、契約書ごとに分けて作成することとし、千葉公共職業安定所分については、契約金額を分担額ごとに【官署支出官 千葉労働局長】及び【独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉支部 契約担当役支部長】に請求すること。木更津地方合同庁舎分については、契約金額を分担額ごとに【官署支出官 千葉労働局長】と【横浜税関】に請求すること。また、その他 8 庁舎分については【官署支出官 千葉労働局長】に請求すること。
- 4) 分担額や送付先等については、契約締結に当たり指示する。

16. 契約担当者

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 神河（かみかわ）
千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎 2 階
電話：043-221-4311 メール：kamikawa-masahiko@mhlw.go.jp

別表1 点検、測量及び試験の基準 (●が実施項目)

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分閉会器引込線等 (架空電線、支持物ケーブル)	外観点検	●	●
		絶縁抵抗測定		●
		区分開閉器動作試験		●
		保護継電器動作試験		●
		保護継電器動作特性試験		●
	断路器	外観点検	●	●
		絶縁抵抗測定		●
	遮断器開閉器	外観点検	●	●
		絶縁抵抗測定		●
		動作試験		●
		内部点検		●
	電力ヒューズ	絶縁油の点検・試験		●
		外観点検	●	●
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		●
		外観点検	●	●
	変圧器	絶縁抵抗測定		●
		内部点検		●
		絶縁油の点検・試験		●
		外観点検	●	●
	電力用コンデンサ	絶縁抵抗測定		●
		外観点検	●	●
	避電器	絶縁抵抗測定		●
		外観点検	●	●
	母線	絶縁抵抗測定		●
		外観点検	●	●
	その他の高圧機器	絶縁抵抗測定		●
		外観点検	●	●
受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	配電盤、制御回路	絶縁抵抗測定		●
		保護継電器動作試験		●
		保護継電器動作特性試験		●
		計器校正試験		●
		制御回路試験		●
	受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	外観点検	●	●
		接地抵抗測定		●
	接地抵抗	外観点検	●	●
		接地抵抗測定		●

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物ケーブル)	外観点検 絶縁抵抗測定	● ●	● ●
	断路器、遮断器、開閉器、変圧器	外観点検	●	●
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		●
	電力用コンデンサ	内部点検		●
	その他高圧機器	絶縁油の点検・試験		●
	接地装置	外観点検 接地抵抗測定	● ●	● ●
	原動機	外観点検	●	●
	附属装置	始動試験 機関保護継電器動作試験	● ●	● ●
非常用予備発電装置	発電機	外観点検	●	●
	励磁装置	絶縁抵抗測定		●
	接地装置	接地抵抗測定		●
	遮断器	外観点検	●	●
	開閉器	保護継電器動作試験		●
	配電盤	保護継電器動作特性試験		●
	制御装置等	制御装置試験		●
	その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本体	外観点検 液量点検 電圧・比重測定 液温測定	● ● ● ●	● ● ● ●
	充電装置	外観点検	●	●
	附属装置	絶縁抵抗測定		●
	接地装置	接地抵抗測定		●
	電動気類、電熱装置	外観点検	●	●
	電器溶接機	絶縁抵抗測定		●
	照明装置	接地抵抗測定		●
	配線、配線器具	絶縁監視装置	●	
電気使用場所の設備	その他の機器接地装置	漏洩電流測定	●	●

電気工作物	点検及び試験方法	年次点検
絶縁監視装置	設定値・設定値における誤差確認	●
	動作特性試験・警報発報動作試験	●
	自動伝送試験	●

※自家用電気工作物の工事は、令和8年度中に4回程度実施する予定があり、電気主任技術者の立会費は単価契約とし、実施の都度支払うこととする。

委託先事業場一覧

別表2

委託場所	所在地	連絡先	担当者	電気工作物の概要					絶縁監視装置	点検頻度	施設設置場所	備考
				設備容量 (KVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (KVA)	発電電圧 (V)	原動機 の種類				
木更津地方合同庁舎	木更津市富士見2-4-14	0438-80-2828	木更津署 業務課長	225	6600				○	2か月に1回	屋内1階	
千葉公共職業安定所	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	庶務課長	600	6600	125	210	ディーゼル	○	2か月に1回	屋内5階	
船橋労働基準監督署	船橋市海神町2-3-13	047-431-0181	業務課長	70	6600				○	2か月に1回	屋上	
市川公共職業安定所	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	庶務課長	150	6600				○	2か月に1回	屋内3階	
銚子労働総合庁舎	銚子市中央町8-16	0479-22-7406	銚子所 庶務課長	250	6600				○	2か月に1回	屋内3階	太陽光有 公称出力 10kW以上
館山公共職業安定所	館山市八幡815-2	0470-22-2236	管理課長	150	6600				○	2か月に1回	屋外	
佐原公共職業安定所	香取市北1-3-2	0478-55-1132	管理課長	80	6600				○	2か月に1回	屋外	
松戸公共職業安定所野田出張所	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181	所長	125	6600				○	2か月に1回	屋内	
船橋公共職業安定所第一庁舎	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287	庶務課長	250	6600				○	2か月に1回	屋内	
成田公共職業安定所からべ庁舎	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609	庶務課長	150	6600				○	2か月に1回	屋上	

※千葉、市川、船橋、成田公共職業安定所については、電話を掛けると「番号と#を押してください。」との案内が流れますので「51#」を押してください。

様式 1
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再 委 託 承 認 申 請 書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名 「令和 8 年度 自家用電気工作物保守点検業務委託」

1 再委託業者名称 :

2 再委託業者所在地 :

3 再委託の業務範囲 :

4 再委託金額 :

5 再委託を行う合理的理由 :

6 その他必要と認められる事項 :

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

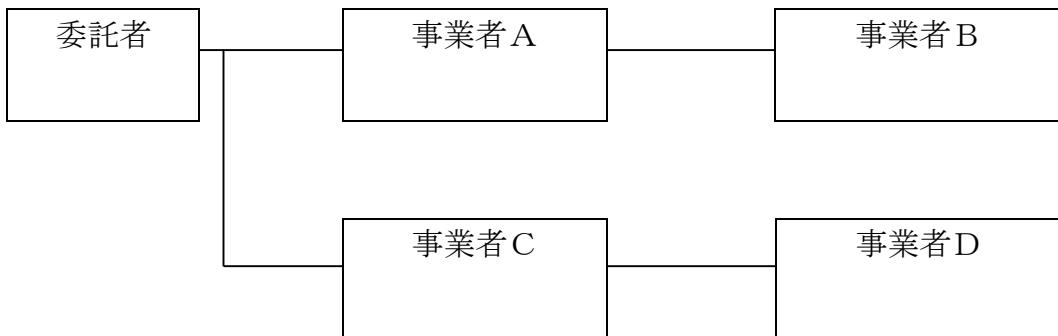
履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件名 「令和 8 年度 自家用電気工作物保守点検業務委託」

	事業者名称	所在地	契約金額	業務の範囲
A				
B				
C				
D				



様式 4
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

所在地：
名 称：
代表者氏名：

履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出いたします。

記

1. 契約件名 「令和 8 年度 自家用電気工作物保守点検業務委託」

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

